

(別紙)

1. 地方卸売市場の開設者における手続

申請者等	手続を必要とするとき	法令等	手続種類	申請書様式	手続期日	添付書類及び備考
地方卸売市場の開設者	1. 地方卸売市場の認定を受けようとするとき	法13条規則2条	認定	1号		1 地方公共団体 (1) 収支状況表(様式2号) 2 地方公共団体以外の法人 (1) 定款 (2) 登記事項証明書 (3) 役員名簿及び役員の履歴書 (4) 直近の3事業年度の計算書類 (5) 法に定める欠格事項に該当しないことを誓約する書類 1、2 共通 (1) 市場の位置図及び平面図 (2) 業務規程 (3) 事業計画 (4) 取引ルールの決定根拠資料 (5) 取引ルールの決定理由が公表されていることを証する書類 (6) 卸売業者に関する書類 イ 定款 ロ 登記事項証明書 ハ 役員名簿 ニ 直近の事業年度の計算書類 (7) 手数料 17,000円(条例第3条:認定申請時のみ)
	2. 認定証が滅失し、又はその識別が困難となったとき	規則3条2項	申請	4号	速やかに	以下の場合には当該認定証を提出 (1) 識別困難な理由で再交付を受けようとするとき (2) 再交付後、滅失した認定証を発見した時
	3. 地方卸売市場の変更の認定を受けようとするとき(重要な変更)	法14条において読み替える法6条1項規則4条	申請	5号		1 提出書類 (1) 当該変更後の書類 (2) 変更申請認定手数料 9,000円(条例第3条) 【重要な変更】 4の軽微な変更に掲げる以外の変更
	4. 地方卸売市場の変更の届出(軽微な変更)	法14条において読み替える法6条2項規則5条	届出	6号		1 提出書類 (1) 当該変更後の書類 【軽微な変更】 (1) 開設者の名称、住所、代表者の変更 (2) 卸売市場の名称の変更 (3) 卸売市場の位置、面積(10%以内)及び施設に関する変更 (4) 取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 (5) 運営体制に関する変更 (6) 運営資金に関する事項の変更 (7) 卸売業者に関する事項(卸売業者変更及び卸売業者数の増減に関する事項を除く)の変更 (8) 卸売業者以外の取引参加者等に関する事項の変更 (9) 業務規程に関する軽微な変更

申請者等	手続を必要とするとき	法令等	手続種類	申請書様式	手続期日	添付書類及び備考
地方卸売市場の開設者	5. 地方卸売市場を休止又は廃止しようとするとき	法14条において読み替える法7条規則6条	届出	7号	予定期日の30日前まで	1 地方公共団体及び法人 (1)休止又は廃止にかかる意思の決定を証する書面 (2)認定証
	6. 運営状況の報告	法14条において読み替える法12条1項規則9条	報告	9号	当該年度経過後4月以内	
	7. 卸売数量等の報告	条例12条規則10条	報告	10号	当該年分を翌年の2月末日まで	

2. 小規模卸売市場における手続

申請者等	手続を必要とするとき	法令等	手続種類	申請書様式	手続期日	添付書類及び備考
小規模等卸売市場の開設者	1. 小規模等卸売市場を開設しようとするとき	条例 4 条 規則 11 条	届出	11 号		1 法人 (1) 定款 (2) 登記事項証明書 2 個人 (1) 戸籍抄本 3 1、2 共通 (1) 直近の年度の計算書類 (個人の場合はそれに準ずる書類) (2) 市場の位置図及び平面図 (3) 業務規程
	2. 小規模等卸売市場の変更の届出	条例 5 条 規則 12 条 1 項	届出	12 号		1 提出書類 (1) 当該変更後の書類
	3. 小規模等卸売市場を休止又は廃止したとき	条例 5 条 規則 12 条 2 項	届出	13 号	業務を休止又は廃止する日の 30 日前までに	休止又は廃止にかかる意思の決定を証する書面
	4. 卸売数量等の報告	条例 12 条 規則 13 条	報告	10 号	当該年分を翌年の 2 月末日まで	